約　　款

本約款は、お客様を甲、当社を乙として、お客様と当社との間の各取引・契約に適用する。

総則

第 1 条(適用対象)

本章は、甲乙間の全ての取引・契約に適用される。ただし、取引・契約の性質上適用することが不適当な場合及び適用しないことが明記されている場合は除く。

第 2 条(本約款適用の承諾及び約款内容変更の事前承諾)

甲は、本約款の内容を確認、承諾したうえで各契約を甲に込みもるのであり、本約款の適用及び約款の内容に対し、事後的に異議を述べることはできない。

2. 本章の各条項と第 2 章以降で定める各サービス別約款の各条項とが矛盾または抵触する場合は、各サービス別約款の規定が優先して適用される。

3. 乙は、提供するサービスの変更、改良、追加及び終了等により、本約款の変更をすることができ、変更日の 1 ヶ月前までにこのの Web サイトへの掲載または電子メールの送信その他乙が合理的に決定する適切な方法により甲宛に通知するものとし、甲は、所定の手続に従った異議申立をしないときまたは約款の変更が行われた後に当該サービスを利用した場合は、変更後の約款内容を承諾したものとみなされることに同意する。

第 3 条(契約申込の日及びクーリング・オフ規定の適用除外)

甲は、自らの事業または営業に供する目的で各契約の申込及び締結をしたこと、並びにこれらの契約(仮会の支払方法としてリース・クレジット契約の申込みをしたことを確認する。これにより甲は、締結した各契約につき、一定期間無条件で契約申込の撤回、解除ができる「クーリング オフ制度」が適用されないことを承諾する。

第 4 条(定義)

本約款において使用される用語の定義は、以下のとおりとする。

(1)　対象物件

乙が甲に対し販売、提供またはレンタルするOA機器、通信・ネットワーク機器等の物品もしくは役務を含み、甲は書等の契約書面に記載されたものをいう。

(2)　メーカー等　　対象物件の製造者、輸入元もしくは乙に対する供給者をいう

(3)　リース等会社　　甲が対象物件の導入もしくは代金支払方法として、リース契約もしくはクレジット契約を利用したときに契約し、甲との間でリース契約もしくはクレジット契約を締結するリース会社もしくはクレジット(信販)会社をいう

第 5 条(届出事項等の変更)

甲は、①商号・屋号・名称、②事業所の住所・本店所在地、③代表者、④電話番号・メールアドレス、の何れかに変更が生じたとき(理由は問わない)は、遅滞なく乙に通知するとともに、変更事項・変更内容を証する資料を提出する。

2. 乙は、甲から届出を受けていない住所等連絡先宛に適当な方法で通知を発すれば足り、甲は、前項の通知を怠ったことに起因して何らかの不利益を被ったとしても、乙に対し、一切の異議申立や請求をすることができない。

第 6 条(権利・義務の譲渡等の禁止)

甲は、各契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。

2. 甲は、各契約から発生する権利・義務の全部または一部を、第三者に譲渡もしくは引受けさせたり担保に供してはならない。

第 7 条(解除・解約)

甲乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、事前の通知・催告をせずに直ちに各契約の全部もしくは一部を解除することができる。ただし、本項に基づく解除は遡及効を有しない。監督官庁から事業許可の取消し、もしくは停止の処分を受けたとき振出もしくは引受をした手形・小切手が不渡処分を受けたときまたは銀行取引が停止となったとき強制執行、滞納処分もしくはそれに準ずる処分を受けたとき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき解散の決議があったとき信用状態に問題が生じ、各契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき、または支払停止もしくは支払不能の状態となったとき不適切、違法または公序良俗に反する目的、態様で各契約に基づくサービスを利用したときとされた第三者に対し、法的もしく事実上の損害や不利益を与えるおそれがある態様で各契約に基づくサービスを利用したときと、乙の事業または乙の提供するサービスの信用、社会的評価を貶めるおそれがある言動をしたとき第 8 条(反社会的勢力の排除)に違反したとき

その他前各号に準ずるような各契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

2. 甲乙は、相手方が各契約に違反し、相当の期間を定めた是正催告に従わないときは、各契約の全部もしくは一部を解除することができる。ただし、本項に基づく解除は遡及効を有しない。

3. 甲乙は、前 2 項によって各契約が解除・解約された場合、相手方に対する金銭債務の期限の利益を当然に喪失し、直ちに弁済しなくてはならない。

4. 本条に基づく各契約の解除・解約は、解除・解約事由に該当した当事者に対する損害賠償請求を妨げない。

第 8 条(反社会的勢力の排除)

甲乙は、以下の各号を保証する

自らが暴力団、暴力団構成員、暴力団構成員と密接な関係を有する者、暴力団構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団の関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力」という)にあたらないこと

反社会的勢力に協力または関与していないこと。

自らの役員、実質的経営者及び関連会社が前 2 号にあたらないこと

自ら、または第三者を利用し、相手方に対し、暴行、脅迫、恐喝、威圧等の相手方に恐怖感を与えるような行為、詐欺的な手法を用いた不当な要求行為、円滑な業務を阻害する行為、信用・社会的評価を毀損する行為、その他これらに準ずる行為をしないこと。

自らもしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的でもって反社会的勢力を利用するなどの関与をしないこと

反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有しないこと

反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲乙は、相手方が前項に違反したときは、通知催告なく各契約を解除し、かつ、損害賠償を請求することができる。ただし、解除された当事者は、相手方に対し解除による損害賠償を請求することはできない。

第 9 条(機密保持)

乙は、各契約に起因して知り得た甲の営業・経営上の情報(以下「機密情報」という)を、承諾を得ないで第三者に開示または漏洩しない。

2. 乙は、機密情報の漏洩等を防止するため、合理的な管理体制をとらなくてはならない。

3. 前各項の規定にかかわらず、乙は、①自己及び関係会社の役職員、弁護士、会計士または税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対する開示、②裁判所、行政機関、地方公共団体等の公的機関から法令に基づきまたは適法な手続に従って開示を求められたとき、③NTT、電気通信事業者、リース・クレジット会社、自動口座振替の金融機関及び収納代行業務に携わる法人等、各契約上の権利義務の履行に必要な関係者に対する開示、④特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に基づく発信者情報の開示要件を満たす開示請求がなされたとき、⑤乙の営業上必要と判断されるとき、は、機密情報を必要な範囲内で開示、利用できるものとする。

4. 前各項の規定にかかわらず、①開示を受けた際、すでに保有していた情報、②開示を受けた際、すでに公知となっている情報、③乙の責めによらず公知となった情報、④正当な権原を有する第三者から適法かつ機密保持義務を負わずに取得した情報、⑤乙が独自に開発・取得していた情報、のいずれかに該当する情報については、機密情報に該当しない。ただし、個人情報については、関連する諸法令を遵守して取り扱う。

第 10 条(遅延損害金)

甲のご に対する債務の支払いにかかる遅延損害金は、年 10%の割合とする。

第 11 条(免責)

乙は、乙の責めに帰さない事由により生じた結果、天災地変等不可抗力によって生じた結果について、一切の責任を負わない。

第 12 条(協議・準拠法・管轄裁判所)

甲乙は、本約款・各契約書面に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、お互いに信義誠実の原則に則り、協議によって解決する。

2. 本約款及び各契約の準拠法は日本法とする。

3. 甲乙間で紛争が生じ、万一訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

第 13 条(個人情報の取り扱い)

乙は、別途定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」に従って甲の個人情報を取り扱うものとし、甲はこれに同意する。

OA機器販売

本章は、乙が甲に対し、OA機器、通信・ネットワーク機器等の販売または提供をする契約(以下「販売契約」という)に適用する。

第 14 条(販売契約の成立)

甲は、乙に対し、対象物件を明記した書面(名称は限定しない。以下「注文書」という)を提出して対象物件にかかる販売契約を申し込み、この書面をと乙が受領した時点で契約が成立する。

2. 乙は、甲からの前項の契約申込を断ることができ、その理由を甲に開示する義務がない。

3. 対象物件が複合機の場合、甲は、乙との間で、必ず「カウンター料金支払契約」を別途締結しなくてはならない。

4. 対象物件が複合機以外の機器の場合、甲は、乙との間で、原則として第 3 章に定める「オフィス保守」及び「機器保守」の保守契約を締結する。

第 15 条(対象物件の引渡関連)

乙は、対象物件を、注文書に記載された設置場所に納入、設置する方法で権利者に対して引き渡す。なお、乙は、販売契約の履行の一部または全部を、乙の判断により任意に決定する第三者に委託することができる。

2. 甲が販売契約成立後に設置場所を変更する場合、納入費用の追加支払いが必要となることがある。

3. 甲は、対象物件の設置等の工事予定日の確定後は日程を変更できないものとし、やむを得ずに変更するときは、乙が指定する変更手数料(別途消費税が必要)を支払わなくてはならない。

4. 乙は、予め約した期日までに対象商品の引渡ができないことが判明したときは、すみやかにその旨を権利者に連絡するとともに、新たな引渡予定日を通知する。

5. 前項の引渡遅延がこの重過失による場合に限り、乙は、甲に対し、引渡遅延に起因して甲が直接かつ現実に被った損害の賠償責任を負う。ただし、乙が負う賠償責任は、遅延 1 日あたり金 300 円を上限額とする。

第 16 条(納品検査及び不適合責任)

甲は、対象物件の引渡しを受けた日の翌日から起算して 5 営業日(以下「検査期間」という)以内に、発注内容との同一性、数量、動作の確認等の納品検査を行い、発注内容や契約内容に適合しない等の問題が有る場合は、乙に対し、検査期間内にその具体的内容を書面で通知しなければならない。

2. 検査期間内に前項の通知が乙に到達しなかったときは、甲の納品検査に合格したものとみなし、これ以降、甲は、乙に対し、発注内容や契約内容に適合しない等の異議を主張できない。

3. 納品検査に合格しなかったとき及び引渡しをした対象物件が販売契約の内容に不適合の場合、甲乙は、協議のうえ、(1)数量超過分の引取もしくは不足分の追加引渡し、②代品への交換、③修補、ただし、不適合の内容が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、乙は修補義務を負わない、④契約代金額の調整、の 4 種類のうちから乙が行うべき措置を決定する。

4. 乙が前項①乃至③の対応を行った場合、甲は、新たに引渡された対象物件及び修理された対象物件につき、本条第 1 項の規定に従って納品検査を実施する。

5. 甲は、契約不適合が重大なため本条第 3 項(1)乃至(4)によっても販売契約の目的を達成することができないときに限り、販売契約を解除することができる。

6. メーカー保証の対象となる対象物件の契約不適合についての対応は、前各項にかかわらず、メーカー保証の範囲内の対応とする。

7. 乙が負う契約不適合責任は、本条に定める内容に限る。

第 17 条(代金の支払)

甲は、乙に対し、対象物件の代金合計額に消費税相当額を付加した金額(以下「代金総額」という)を支払う。

2. 甲は、前項の代金総額を現金で支払う場合、乙から指定された期日までに、乙指定の銀行口座宛に金額を振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

3. 甲が前項の支払いを怠った場合、乙は、対象物件の引渡等する義務を負わない。

4. 甲は、代金総額を分割でご に支払う場合、乙に対する分割金の支払いを 1 回でも怠ったときは、もしくは第 1 章第 7 条 1 項各号に定める事由に該当するときは、何ら通知がなくとも当然に期限の利益を喪失し、代金総額から既払額を控除した残金を直ちに一括で支払う。

5. 甲は、代金総額の支払方法としてリース契約もしくはクレジット契約を利用する場合、リース契約もしくはクレジット契約に基づく支払条件及び支払時期等につき、リース等会社との間の契約内容に従う。

6. 甲は、乙との間の販売契約と、リース契約もしくはクレジット契約とが別個の契約であることを確認し、結果としてリース契約もしくはクレジット契約を利用できなかった場合といえども、本条第 1 項に定める支払義務を免れない。

7. 販売契約の締結以前に甲が有していた契約の解約処理を行う場合、その時期及び条件は、乙が代金総額を受領した後に甲宛通知する。

第 18 条(所有権等の移転)

対象物件の所有権は、乙が代金総額を受領した時点で、乙から甲または一リース等会社へ移転する。

2. 対象物件がソフトウェアの場合は、所有権及び知的財産権の移転はなく、乙は、甲またはリース等会社に対し、甲独占的で譲渡不能な使用権を許諾・設定する。なお、甲は、別途定められている対象ソフトウェアの使用許諾約款を遵守しなくてはならない。

第 19 条(危険負担)

対象物件の引渡前に生じた滅失、毀損等の一切の損害は、甲の責めに帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

2. 対象物件の引渡後に生じた滅失、毀損等の一切の損害は、乙の責めに帰すべき場合を除き、甲の負担とする。

第 20 条(データ保全等)

乙は、販売契約の目的である既存使用機器の入れ替えであっても、甲の既存使用機器に保存してあるデータの保全について一切責任を負わず、販売契約の履行過程において、万一、甲のデータが破損、消去等した場合といえども、当該データの復元義務及び損害賠償義務を負わない。

2. 対象物件の導入によって廃棄する機器がある場合、甲は、自己の負担と責任により、データ等の消去を実施するものとし、乙は一切の責任、負担を負わない。

第 21 条(違約金)

甲は、販売契約の成立後に契約の解約・解除をするときは、以下に定める違約金を支払わなくてはならない。なお、甲は、以下の違約金とは別に、物件の撤去費用の全額を乙に対し支払わなくてはならない。

(1)契約成立後で対象物件の引渡或いは設置工事日の前日までに代金総額の 50%

(2)　契約成立後で対象物件の引渡或いは設置工事日の当日以降代金総額の 100%

2. 前項の規定にかかわらず、対象物件にかかるリース契約もしくはクレジット契約が成立した後は、甲は、リース等会社との間の契約内容に従った違約金等をリース等会社に支払わなければならない。

3. 万一、前項のリース等会社に支払う違約金等をご が負担することとなった場合、乙は、甲に対し、負担した費用全額を請求できる。

第 22 条(損害賠償)

乙は、自己の責めに帰すべき事由によって甲に損害を及ぼした場合、甲が直接かつ現実に被った通常の損害に限り賠償するものとし、間接損害、逸失利益及び特別事情により発生した損害については賠償義務を負わない。

2. 前項に基づき乙に賠償義務が発生する場合、乙の甲に対する損害賠償は、販売契約における各対象物件代金額を上限とする。

第 23 条(連帯保証人)

甲の連帯保証人は、乙に対し、甲が販売契約に基づき乙に負担する一切の債務につき、代金総額を極度額として、甲と連帯して保証することを承諾する。

保守契約

第 24 条(適用範囲)

本章は、甲が乙に対し、保守管理業務を委託する契約(以下「保守契約」という)に適用する。

2. 保守契約の種類は、①対象物件にかかる障害対応を内容とする「オフィス保守」、②対象物件の修理対応を内容とする「機器保守」、③複合機を対象とする「カウンター料金支払契約」、の 3 種がある。

第 25 条(契約の成立)

甲は、乙との間で対象物件にかかる販売契約を締結した際には、原則として前条 2 項①及び②の保守契約を申し込むこととする。ただし、複合機については、前条 2 項③の「カウンター料金支払契約」を必ず締結しなくてはならない。

2. 乙は、甲からの前項の契約申込を断ることができ、その理由を甲に開示する義務がない。

第 26 条(感光ドラム、デベロッパー等の権利関係)

複合機の感光ドラム、デベロッパー及びトナー(以下「ドラム等」と総称する)の所有権は乙に帰属する。

2. 甲は、ドラム等を善良な管理者の注意義務をもって管理し、保守契約の対象の複合機に限り、通常の用法に従って使用できる。

3. 甲は、前項に違反してドラム等を損傷、転用、紛失等したときは、乙に対し、乙が被った損害を賠償する。

4. 対象の複合機に関する保守契約が終了したときは、甲は乙に対し、すみやかにドラム等を返却する。

第 27 条(カウンター料金支払契約)

甲は、乙に対し、本条 2 項乃至 4 項に従って確認されたカウンター数値に基づき、別途合意した算出基準に従って算出される「カウンター料金」を支払う。

2. 甲が複合機のコピー機能、FAX 機能、プリント機能等を利用して出力した枚数を、別途合意した基準に従って換算した数値を使用カウント数とする。

3. カウント開始日及び開始カウント値は、乙が甲に対し、適当な方法で通知する。また、乙は、所定の確認方法により、毎月、カウンター数値を確認する。

4. 複合機にかかる保守契約終了するとき、甲は、乙が行うカウンター数値の最終確認に協力しなくてはならない。なお、甲の責めに帰すべき事由でカウンター数値の最終確認ができなかったときは、甲は、乙の定める基準により計算された金額を乙に支払うものとする。

第 28 条(複合機にかかる保守対応)

乙は、甲に対し、技術者を派遣し、複合機の点検、清掃、必要に応じて感光ドラム、デベロッパー等の交換等を行うものとする。

2. 乙は、甲から複合機が故障した旨の連絡を受けたときは、技術者を甲に派遣し、すみやかに修理をする。

3. 前 2 項の点検修理において部品交換を実施した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属する。

4. 甲が複合機を設置場所から移動もしくは撤去するときは、甲の費用負担により、乙の技術者立会のもとで実施する。

第 29 条(カウンター料金支払契約による保守の範囲)

「カウンター料金」には、感光ドラム、デベロッパー使用料、トナー及び複合機にかかる通常の保守サービス料金が含まれる。

2. 甲の事情によって複合機にかかる保守サービスの提供が一時停止された場合であっても、甲は乙に対し、カウンター料金を支払わなくてはならない。

3. 本条 1 項の規定にかかわらず、故障による交換が必要な部品代金及び以下の各号記載の原因による故障については、甲は、乙に対し、カウンター料金とは別に、修理等に必要な費用を支払う。甲の責めに帰すべき事由による故障及び不適切な環境下での使用による故障乙が指定する部品、消耗品等以外の使用に起因する故障乙またはと指定技術者以外による分解、修理、改造等による故障乙に無断で定期点検を移動させたことによる故障火災、地震、水害など災害による故障その他複合機に起因しない原因の故障

第 30 条(複合機や機器の保守業務の内容)

保守契約対象物件(複合機を除く)にかかる保守業務の内容は、障害対応または修理対応に限るものとし、対象物件の機械的な改良、改善作業を含まない。

2. 「オフィス保守」契約(障害対応)の内容は、以下のとおりとする。

(1)　電話対応　甲からの連絡を受け、障害の原因特定を行い、電話による誘導、助言、指示を甲に対し実施することによって障害復旧対応を行う。

(2)　派遣対応　電話対応で復旧しなかったときは、乙は技術者を派遣し、障害復旧対応を行う。

(3)　リモート対応　インターネット回線に接続されている対象物件については、乙の拠点からイン ターネット回線を通じて障害状況、内容等を確認し、遠隔操作による復旧対応を行う。

3. 「機器保守」契約は、対象物件が故障等した場合の修理対応を内容とする。

4. 甲は、保守契約の内容として、必ず復旧する等の結果が保証されないことを承諾する。

第 31 条(保守契約の料金)

対象物件の保守契約料金(複合機を除く)は、契約の種類、対象範囲等の諸条件を考慮し、顧客毎に決定する

2. 前項の保守料金には、故障修理の際の工賃、部品代、出張費用は含まれない。また、機器保守契約は、月額料金内で修理対応費用が常に賄われることを保証するものではなく、修理費用が月額料金を超える場合は、別途見積りをしたうえで金額について甲乙間で協議する。

第 32 条(カウンター料金及び保守契約料金の支払)

甲は、乙に対し、毎月、カウンター料金及び保守契約料金を、甲名義の預金口座から自動振替の方法或いは乙指定の預金口座に振込む方法で支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

2. 甲は、乙に対し、前項の預金口座振替の手続に必要な書類をすみやかに提出する。

3. 甲は、振替手続完了までの間に支払期日が到来するカウンター料金及び保守契約料金等、何ちの理由で第 1 項の口座自動振替の方法で支払うことができないカウンター料金及び保守契約料金については、乙からの請求、指示に従い、乙から指定された預金口座宛に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

4. カウンター料金及び保守契約料金は、社会情勢の変動などにより変更されることがある。この場合、乙は、甲に対し、変更日の 60 日前までに適当な方法で通知しなくてはならない。

第 33 条(支払日時)

保守契約に基づく対応は、乙の営業日及び営業時間内に限るものとする。ただし、甲の要望によって乙の営業日或いは営業時間外に対応を実施したときは、甲は、乙に対し、別途乙所定の時間外料金を支払う。

第 34 条(再委託)

乙は、保守契約に基づいて実施する業務の全部または一部を、乙が指定する協力業者に再委託することができる。この場合、乙は、保守契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を協力業者に課すとともに、協力業者の行為について、甲に対して責任を負う。

第 35 条(保守契約期間及び中途解約違約金)

保守契約期間は、対象物件の引渡・設置工事の完了日から、対象物件の撤去日の属する月の末日までとする。

2. 甲は、契約期間内に保守契約を中途解約する場合、24 ヶ月から保守料金支払済の月数を控除し、それに月額保守料金(消費税相当額を含む)を乗じて算出される金額を、違約金として乙に支払わなくてはならない。

3. 乙は、①対象物件のメーカーが部品、消耗品等の供給を終了したとき、②対象物件の経年変化等により、保守の継続が困難であると乙が判断したとき、③対象物件が滅失したとき、のいずれかに該当するときは、甲に対して通知することにより保守契約を終了させることができる。

第 36 条(賠償額の上限)

保守契約に関連し、乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、賠償の対象は、甲が直接かつ現実に被った通常の損害に限るものとし、間接損害、逸失利益または特別事情により生じた損害は賠償の対象とならない。

2. 乙が甲に対して負う損害賠償の上限は、乙の故意または重過失による場合を除き、甲が乙に対し保守契約に基づき支払った直近 3 ヶ月分の金額とする。

レンタルサービス

第 37 条(適用範囲)

本章は、甲乙間における対象物件のレンタルサービス(以下「レンタル契約」という)に適用する。

2. レンタル契約の性質は賃貸借契約であり、乙は甲に対し、甲込書等の契約書面に記載された対象物件を貸貸し、甲はこれを貸借する。

3. レンタル契約は、甲が乙に対し、対象物件を明記した書面(名称は限定しない。以下「注文書」という)を提出して対象物件にかかるレンタル契約を甲込み、この書面を乙が受領した時点で契約が成立する。

第 38 条(契約期間及び中途解約禁止)

レンタル契約期間の終期は、対象物件の設置工事が完了し、甲による使用が可能となった日から最低 2 年間とし、契約期間内の中途解約はできない。なお、ISP サービス契約成立後であれば、ISP サービスの提供開始前の解約であっても同様とする。

第 56 条(知的財産権の帰属)

ISP サービスを構成する全てのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号、データ、文書、音楽、写真、画像、映像及びそれに付随する技術全般に関する知的財産権その他一切の権利は、乙に帰属する。

2. 甲は、ISP サービスに上にアップロードした情報またはファイルについて、全ての法的責任を負い、また、使用料、損害金その他何らの請求もしない。

3. 甲は、権利者の許諾を得ずに、いかなる方法においても、ISP サービスを通じて提供される全ての情報またはファイルについて、著作権法で定める私的利用の範囲外の使用をすることはできない。

4. 甲は、権利者の許諾を得ずに、いかなる方法においても、第三者をして、ISP サービスを通じて提供される全ての情報またはファイルについて、使用させたり公開させたりすることはできない。

第 57 条(禁止事項)

甲は、ISP サービスの利用において、①法令により禁止されている行為もしくは社会通念上他者に著しい嫌悪感を抱かせる情報を送信または掲載する行為並びに公序良俗に反する行為、②プライバシー、財産、肖像権、人格権、知的財産権その他権利を侵害する行為、③差別、誹謗中傷、侮辱、名誉もしくは信用を毀損する行為、④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で定める性風俗関連特殊営業、または同法で定める性風俗関連特殊営業に関する情報を第三者の閲覧もしくは利用に供する行為、⑤前号に定めるもののほか、性的な好奇心をそそる情報を第三者の閲覧もしくは利用に供する行為、⑥ウイルス等の有害なプログラム等を送信または掲載する行為、⑦電気通信設備等に不正にアクセスする行為、⑧スパムメール発信、他社のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて電子メールを転送する行為、⑨賭博・ギャンブルを行い、または勧誘する行為、⑩他の利用者や第三者に迷惑をかける行為、⑪乙または第三者の設備等の利用または運営に支障を与える行為、　⑫前各号のいずれかに該当する行為がなされているWeb サイトについて、その行為を助長する態様または目的でリンクを掲載等する行為、⑬その他、乙が ISP サービスの利用者として不適切と判断する行為、を行ってはならない。

2. 前項に該当する行為によって乙または第三者に損害が生じた場合、甲は全ての責任を負うものとし、万一、乙に負担が生じた場合は、その全額を賠償する。

第 58 条(補償義務)

甲は、ISP サービスの利用によって①ISP サービスの統計的、平均的な利用を大幅に超えた転送量が発生した場合、②ISP サービス提供者のシステムの運用を阻害する事象が発生した場合、③他人の著作権、名誉・プライバシー権等の権利を侵害した場合、④その他甲の違法または不法行為、が生じ、その結果、乙もしくは ISP サービス提供者が第三者からクレームや訴訟を示に従い、乙から指定された預金口座宛に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

第 45 条(レンタル契約の停止)

乙は、甲がレンタル料金の支払いを 2 か月分怠ったとき、もしくは第 1 章第 7 条 1 項各号に定める事由に該当するときは、何ら通知・催告をせずに、対象物件の供用を停止することができる。

第 46 条(違約金)

甲は、契約期間内にレンタル契約を中途解約する場合、24 ヶ月からレンタル料金支払済の月数を控除した数に月額レンタル料金(消費税相当額を含む)を乗じて算出される金額を、違約金として乙に支払わなくてはならない。なお、レンタル契約成立(契約書面の締結)後、対象物件の引渡・設置未了の間の解約であっても同様とする。

2. 契約期間が終了したにもかかわらず、甲が対象物件を返還しないときは、甲は乙に対し、対象物件の返還に至るまでの間、月額レンタル料金の倍額の金額を違約金として支払う。なお、1 ヵ月未満の期間は、年 365 日の日割り計算とする。

第 47 条(危険負担)

対象物件が滅失、盗難、毀損、または損傷したときは、甲は乙に対し書面でその旨を報告し、その後の手続きについて乙の指示に従うとともに、原因如何を問わず、直ちに代替物件の購入価額相当額または対象物件の修理代金相当額を乙に支払う。なお、この場合であっても、甲は、レンタル料金の支払義務を免れない。

2. 甲は、対象物件の占有中、対象物件自体または設置、保管、使用を原因として第三者に与えた損害について自己の責任と負担で解決するものとし、乙が何らの責任を負わないことを承諾する。

第 48 条(賠償額の上限)

レンタル契約に関連し、乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、賠償の対象は、甲が直接かつ現実に被った通常の損害に限るものとし、間接損害、逸失利益または特別事情により生じた損害は賠償の対象とならない。

2. 乙が甲に対して負う損害賠償額の上限は、乙の故意または重過失による場合を除き、甲が乙に対しレンタル契約に基づき支払った直近 3 ヶ月分の金額とする。

インターネットサービスプロバイダ関連サービス

第 49 条(適用範囲)

本章は、乙が提供するインターネットサービスプロバイダ関連サービス(以下「ISP サービス」という)の契約に適用する。

2. ISP サービスとは、第一種通信事業者(例:東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社)が提供する電気通信サービスに対応し、主としてインターネットプロトコルによる符号の伝送交換を行う接続サービスをいう。

第 50 条(契約の成立)

甲がご に対し、乙所定の方法により申込みをし、これを乙が承諾したときに ISP サービスの利用契約が成立する。

2. 乙は、ISP サービス利用契約申込を承諾する義務を負わず、申込を拒否した理由の開示義務を負わない。

第 51 条(準備義務)

甲は、ISP サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、通信回線契約、その他これらに付随して必要となるすべての環境を、自己の責任と負担で準備する。

2. 甲が準備した環境を理由として ISP サービスを利用できない等のトラブルが生じたとしても、乙は責任を負わない。

第 52 条(サービスの提供)

ISP サービスの提供地域は日本全国とし、甲は、日本国内のアクセスポイントを利用できるものとする。

2. ISP サービスの内容は、乙及びご にサービス提供をしている事業者がその時点で提供可能なものに限り、乙の責任は、善良な管理者の注意をもって ISP サービスを運営することで足り、データのパーベーの転送速度またはインターネット・Web サイトの端末機器での表示速度等について一切責任を負わない。

3. 乙は、事前に適当な方法で甲に通知することにより、ISP サービスの内容の一部または全部の変更をすることができる。なお、乙は、甲が届け出ていない宛先に通知すれば足り、不達の責任を負わない。

第 53 条(ID 等の管理責任)

甲は、乙が甲に対して付与する ID(ログイン用のユーザー ID、管理責任者用 ID 等)及びこの ID と組み合わせるパスワード(以下、ID とパスワードをあわせて「認証情報」という)1 つにつき、1 のインターネット接続ができる。

2. 甲は、乙から付与された認証情報につき、全ての管理責任を負う。

3. 甲は、認証情報を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、担保に供するなどしてはならず、甲以外の第三者が認証情報を使用した場合であっても甲の使用とみなされることを承諾し、その結果生じる全ての責任を負う。

4. 甲は、認証情報が盗難された場合、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を乙に報告するとともに、乙からの指示がある場合はそれに従わなくてはならない。

5. 乙は、認証情報が盗難されたり第三者に使用されていると疑いはその恐れがあることを知った場合、甲による ISP サービスの全部もしくは一部の利用を制限することができる。

第 54 条(利用料金)

甲は、乙に対し、毎月、ISP サービス料金を、甲名義の預金口座から自動振替の方法或いは乙指定の預金口座に振込む方法で支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

2. 甲は、乙に対し、前項の預金口座振替の手続に必要な書類をすみやかに提出する。

3. 甲は、振替手続完了までの間に支払期日が到来する ISP サービス料金、ユーザー ID 登録料等の初期費用等、何ちの理由で第 1 項の口座自動振替の方法で支払うことができない料金については、乙からの請求、指示に従い、乙から指定された預金口座宛に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

4. 乙は、事前に、乙が適切と判断した方法で公表または甲宛に通知することにより、ISP サービス料金を改定することができ、それによって甲が被る不都合、損失・損害について責任を負わない。

5. 乙は、理由の如何を問わず、受領済みの料金の返還はしない。

6. ISP サービス料金の日割り計算は行わず、月内に 1 日でも契約期間が存した場合、当該月は 1 ヶ月分の ISP サービス料金が発生する。

第 55 条(違約金)

甲は、契約期間内に ISP サービス契約を中途解約する場合、24 ヶ月から ISP サービス料金支払済の月数を控除した数に月額料金(消費税相当額を含む)を乗じて算出される金額を、違約金として乙に支払わなくてはならない。なお、ISP サービス契約成立後であれば、ISP サービスの提供開始前の解約であっても同様とする。

第 56 条(知的財産権の帰属)

ISP サービスを構成する全てのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号、データ、文書、音楽、写真、画像、映像及びそれに付随する技術全般に関する知的財産権その他一切の権利は、乙に帰属する。

2. 甲は、ISP サービスに上にアップロードした情報またはファイルについて、全ての法的責任を負い、また、使用料、損害金その他何らの請求もしない。

3. 甲は、権利者の許諾を得ずに、いかなる方法においても、ISP サービスを通じて提供される全ての情報またはファイルについて、著作権法で定める私的利用の範囲外の使用をすることはできない。

4. 甲は、権利者の許諾を得ずに、いかなる方法においても、第三者をして、ISP サービスを通じて提供される全ての情報またはファイルについて、使用させたり公開させたりすることはできない。

第 57 条(禁止事項)

甲は、ISP サービスの利用において、①法令により禁止されている行為もしくは社会通念上他者に著しい嫌悪感を抱かせる情報を送信または掲載する行為並びに公序良俗に反する行為、②プライバシー、財産、肖像権、人格権、知的財産権その他権利を侵害する行為、③差別、誹謗中傷、侮辱、名誉もしくは信用を毀損する行為、④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で定める性風俗関連特殊営業、または同法で定める性風俗関連特殊営業に関する情報を第三者の閲覧もしくは利用に供する行為、⑤前号に定めるもののほか、性的な好奇心をそそる情報を第三者の閲覧もしくは利用に供する行為、⑥ウイルス等の有害なプログラム等を送信または掲載する行為、⑦電気通信設備等に不正にアクセスする行為、⑧スパムメール発信、他社のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて電子メールを転送する行為、⑨賭博・ギャンブルを行い、または勧誘する行為、⑩他の利用者や第三者に迷惑をかける行為、⑪乙または第三者の設備等の利用または運営に支障を与える行為、　⑫前各号のいずれかに該当する行為がなされているWeb サイトについて、その行為を助長する態様または目的でリンクを掲載等する行為、⑬その他、乙が ISP サービスの利用者として不適切と判断する行為、を行ってはならない。

2. 前項に該当する行為によって乙または第三者に損害が生じた場合、甲は全ての責任を負うものとし、万一、乙に負担が生じた場合は、その全額を賠償する。

第 58 条(補償義務)

甲は、ISP サービスの利用によって①ISP サービスの統計的、平均的な利用を大幅に超えた転送量が発生した場合、②ISP サービス提供者のシステムの運用を阻害する事象が発生した場合、③他人の著作権、名誉・プライバシー権等の権利を侵害した場合、④その他甲の違法または不法行為、が生じ、その結果、乙もしくは ISP サービス提供者が第三者からクレームや訴訟を

提起された場合、乙もしくはISPサービス提供者がこれにより支出しまたは被った一切の損害および費用(損害賠償金、和解金、裁判費用、弁護士費用を含む)を賠償する。

第59条(提供停止)

乙は、甲が①債務の履行を怠った場合、②禁止行為または補償義務に定める行為があった場合、③ISPサービスに関し重大な支障を与えた場合、④甲が指定した支払口座を使用することができなくなった場合、⑤連絡が取れなくなった場合、⑥ISPサービスの運用及び制度の維持に支障を与える恐れがある場合、⑦端末設備に異常がある場合、⑧その他乙が不適切と判断する行為をした場合、⑨その他正当な事由がある場合、ISPサービスの全部または一部の提供を停止することができる。

2. 乙が前項の措置をとったことで甲がISPサービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、乙は一切責任を負わない。

第60条(提供の中止・中断)

乙は、①ISPサービスのシステム保守を行う場合、②通信設備の障害等、③戦争、暴動、騒乱、地震等天災地変、火災、停電その他非常事態が発生した場合、④ISPサービスの運営上中断や制限が必要と判断した場合、甲の同意を得ずにISPサービスの全部或いは一部の提供を中止・中断することができる。

2. 乙が前項の措置をとったことで甲がISPサービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、乙は一切責任を負わない。

第61条(サービスの廃止)

乙は、社会情勢、経済状況、技術状況の変動等によってISPサービスの全部或いは一部の提供を廃止することができる。

2. 前項の場合、乙は、予め甲に対しその旨を通知しなくてはならない。

3. 乙は、ISPサービスの廃止によって甲が被ったいかなる損害についても、理由を問わず一切の責任を負わない。

第62条(個人情報保護及び利用)

乙は、ISPサービスの契約締結及びサービス提供の目的の範囲で、甲より個人を認識もしくは特定できる情報(以下「ユーザー情報」という)を収集し、別途インターネット上に掲示するプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱う。

2. 乙は、前項にかかわらず、①甲がユーザー情報の開示・利用について同意している場合、②サービスレベルの維持向上を図るためにアンケート等の調査・分析を行う場合、③甲に有益と考えられるこの情報、乙の業務提供先の商品・サービスの情報を送付や案内する場合、④ユーザー情報の取扱いに関する同意を得る目的、⑤法令によりまたは法令に基づきユーザー情報の開示が求められた場合、⑥禁止事項に該当すると判断される場合、ユーザー情報を利用しまたは契約等によってユーザー情報を適切に管理するよう義務付けた第三者に提供することがある。

3. 乙は、業務委託先とユーザー情報の保護にかかる契約を締結することにより、甲のユーザー情報を預託することができる。

4. 乙は、甲からユーザー情報の照会、訂正、削除等の連絡があった場合、その内容を検討し、合理的な期間内に適切に対応する。

サーバ関連サービス

第63条(適用範囲)

本章は、乙が提供するサーバ関連サービス(以下、「サーバサービス」という)の契約に適用する。

第64条(契約の成立及び利用形態)

甲は、乙に対し、乙所定の方法により申込みし、乙が承諾したときに、サーバサービスの利用契約が成立する。

2. 乙は、その提供するサーバサービスの利用契約申込を承諾する義務を負わず、申込を拒否した理由の開示義務を負わない。

3. 乙は、サーバサービスのうちサーバの機能を利用するものについては、サーバ設備1台の機能を複数の利用者で共用する形態(以下「共用サーバ」という)で甲に提供する。

第65条(基本サービス)

乙は、次の各号に掲げるサービスのいずれかを基本サービスとして甲に提供する。

ドメイン取得・提供・管理サービス

レンタルサーバサービス(ドメインを保有する利用者及び乙が保有するドメインを用いる利用者に対し、Webサイトをインターネット上に公開するために利用することができるWWW(World Wide Web)サーバの機能及びハードディスク領域、並びに電子メールアドレス及び電子メールを保存するためのハードディスク領域を提供するサービス)電子メールサーバサービス(電子メールを送受信、保存するために利用することができる電子メールサーバの機能)アプリケーションを実行するためのサーバサービス(甲が用意したアプリケーションを実行するためのサーバ環境の提供。但し、アプリケーションの正常な作動を保証するものではない)

第66条(IPアドレス)

乙は、前条の基本サービスの提供に際し、乙が割り当てる権限を有するIP(Internet Protocol)アドレスを甲に割り当てることがある。ただし、サービスプランによっては、この限りではない。

第67条(ドメインの取得・管理)

乙は、甲がドメイン名で本サーバサービスを利用することの要望を受け、乙が別に定める特定のドメイン名管理団体に対して必要な手続を行う。

2. 甲は、乙以外の事業者等の提供するサービスの利用に際して使用していたドメイン名で本サーバサービスの利用を希望する場合、乙の指示に従い、必要な手続をしなければならない。なお、別途乙に対し所定の費用を支払わなくてはならない。

3. 甲は、適切な時期における前項の協力を怠った場合、希望していたドメイン名が既に他者に利用されている場合、または当該事業者等の適切な協力が得られない場合には、その希望するドメイン名で本サーバサービスを利用できないことを承諾する。

第68条(接続サービス)

甲がその端末機器をインターネットに接続するために必要なサーバスはサーバサービスに含まれない。

2. 甲は、自己の費用と責任でもって、サーバサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア、通信回線等を準備する。

第69条(利用量制限)

甲は、乙がサービスプランごとに定める利用容量を超えてサーバサービスを利用したり、乙のサーバスその他の設備に過大な負荷を与えるような方法でサーバサービスを利用してはならない。

2. 乙は、甲が利用量の上限を超えて本サーバサービスを利用した、他の利用者のサービス利用または乙のサービス運営に支障を与えると乙が判断した場合、甲に対し、①データの削除要請、②乙から指定された期限までに是正されないときは利用制限、③前記いずれかの措置後、乙から指定された期限までに是正されない場合、甲の有するデータの削除または移動、の各措置をすることができる。ただし、当該措置により生ずる結果につき、乙は甲に対し一切の責任を負わない。

3. 乙が前項の措置を講じた場合であっても、甲はサーバサービスの利用料金全額の支払義務を負う。

第70条(非保証)

「共有SSL」機能は、①SSL暗号化通信の内容を第三者に知られることがないこと、②甲が開設するWebサイトと第三者が開設する類似のWebサイトとの識別を可能とすること、③SSL暗号化通信の内容をなす情報の第三者による改竄、消去、取得、利用を防止できること、④甲の使用目的に適合し甲の期待どおりの環境が提供されること、⑤SSL暗号化通信を行う環境の提供が中断されることのないこと、を保証するものではない。

2. 「ファイアウォール」機能及び「ウイルススキャン」機能は、①あらゆる攻撃を検知し防御すること、②インターネット上に存在するあらゆる脅威に対処すること、③最新の脅威に対処可能となるよう更新されていること、④甲の使用目的に適合し甲の期待どおりの環境が提供されること、⑤環境の提供が中断されることのないこと、を保証するものではない。

3. 「ウイルススキャン」機能によるウイルス等の検出または駆除には、甲の電子ファイルの変更または削除を伴うとがあり、変更または削除された電子ファイルを復元することができないことを了承の甲は承諾する。

第71条(SSL証明書の有効期間、更新等)

SSLサーバ証明書の有効期間は、乙を通して認証局が証明書を発行した日から認証局が定めた日までとする。

2. SSLサーバ証明書の有効期間が満了する日の60日前までに、甲が乙に対し、書面でもってSSLサービスの利用を終了する旨の意思表示をしない限り、乙は、有効期間更新にかかる手続代行を実施するものとする。

第72条(証明書の失効)

乙は、①甲がサーバサービス契約に違反したとき、②適切な手続を経て要求または許可されたとき、③法令に基づく要請のあったとき、④認証局がSSLサーバ証明書の秘密鍵の危殆化の可能性があると認めたとき、⑤理由を問わずサーバサービス契約が終了したとき、⑥その他、乙または認証局が必要と認める相当の理由があるとき、のいずれかに該当するとき、乙及び認証局は、甲に事前の通知をすることなく、甲のSSLサーバ証明書を直ちに失効させることができる。

2. 甲は、前項によるSSLサーバ証明書の失効について、異議申立をすることはできない。

3. 乙及び認証局は、その理由の如何を問わず、SSLサーバ証明書の失効に関連して甲に発生した損害について、一切責任を負わない。

第73条(アカウント等の管理)

甲は、乙から付与されたアカウント及びパスワード等につき、自己の責任で適切に管理する。

2. 乙は、甲に付与済のアカウント、パスワード等の管理、仕様に関連して甲に発生した損害につき、一切責任を負わない。

第74条(データ等の管理)

甲は、データを自己の責任と費用でもって管理する。

2. 乙は、共用サーバに保存されたデータ等について、その滅失又は損傷に備えてあらかじめその複製を行うサービス、これを復元するサービスを提供せず、共用サーバに保存されたデータ等の滅失又は損傷に備えることは全て甲の責任とする。

3. 甲は、理由の如何にかかわらず、サーバ設備が終了する日までに、共用サーバに保存したデータ等を全て削除しなければならない。

4. 乙は、サーバサービス契約が終了後だちに甲に供与していた提供領域から甲のデータ等を削除することができ、それに起因する一切の責任を負わない。

第75条(第三者供与)

甲がどから提供された共用サーバの領域の全部または一部を第三者に利用させる場合、当該第三者に対し、本約款を遵守させる義務を負う。

2. 前項の場合、甲は、当該第三者が行った一切の行為につき、甲が行ったものとみなされ全ての責任を負うことを承諾する。

3. 乙は、第1項の第三者に対し、一切の義務もしくは責任を負わない。

第76条(適正使用及び対応責任)

甲は、サーバサービスの利用に際し、第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無その他一切の紛争について、自己の責任と負担で解決し、乙に対して一切の負担、迷惑をかけてはならない。

第77条(禁止行為)

甲は、サーバサービスで提供されるサーバにおいて、①法令により禁止されている行為もしくは社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信または掲載する行為並びに公序良俗に反する行為、②プライバシー、財産、肖像権、知的財産権その他の権利を侵害する行為、③差別、誹謗中傷、侮辱、名誉もしくは信用を毀損する行為、④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で定める性風俗関連特殊営業、または同法で定める性風俗関連特殊営業に関する情報を第三者の閲覧もしくは利用に供する行為、⑤前号に定めるものの ほか、性的な好奇心をそそる情報を第三者の閲覧もしくは利用に供する行為、⑥ウイルス等の有害なプログラム等を送信または掲載する行為、⑦電気通信設備等に不正にアクセスする行為、⑧スパムメール等送信、他社のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて電子メールを転送する行為、⑨賭博・ギャンブルを行い、または勧誘する行為、⑩他の利用者や第三者に迷惑をかける行為、⑪乙または第三者の設備等の利用または運営に支障を与える行為、 ⑫前各号のいずれかに該当する行為がなされているWebサイトについて、その行為を助長する態様または目的でリンクを掲載等する行為、⑬その他、乙がサーバサービスの利用者として不適切と判断する行為、に該当するもしくは類似する行為またはそのおそれのある行為を行ってはならない。

第78条(禁止行為への対応)

乙は、甲が禁止行為に該当する行為をしたと認めた場合、甲に対し、①甲による利用に関し第三者からクレームや請求等がなされ必要と認めた場合、その他サーバサービスの運営上必要であると判断した場合は、甲に対し、①甲の行為に関する照会、②該当する行為の中止またはインターネット上に掲載した情報の全部もしくは一部の削除を含む必要な措置、③第三者からのクレーム及び請求等に対応することまたは甲自身に対応させること、④事前に通知することなく、甲がサーバサービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部もしくは一部を提供領域から削除し、または第三者が閲覧できない状態におくこと、の措置をすることができる。

第79条(利用料金等)

甲は、サーバサービスの利用の対価として、乙に対し、別途合意した初期設定費用、月額利用料金、その他乙が定めるサービスに関し発生する料金に、必要な消費税を附加した金額を、金融機関の甲名義の預金口座から自動振替の方法で支払う。

2. 甲は、乙に対し、前項の預金口座振替の手続に必要な書類をすみやかに提出する。

3. 甲は、振替手続完了までの間に支払期日が到来する利用料金等、何ら の理由で第1項の口座自動振替の方法で支払うことができない利用料金(初期設定費用等を含む)については、乙からの請求、指示に従い、乙から指定された預金口座宛に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

4. サーバサービス料金の日割り計算は行わず、月内に1日でも契約期間が存した場合、当該月は1ヶ月分のサーバサービス料金が発生する。

5. 乙は、社会・経済状況または維持管理運営費の変動により利用料金が不相当であると認めたときは、契約期間内であっても、甲に通知することにより利用料金を変更することができる。

第80条(利用制限)

乙は、①甲が利用料金を滞納した場合、②甲の行為によって電気通信設備等に支障が生じたまたはそのおそれがある等、乙の業務の遂行に支障が生じると乙が認めた場合、③甲の届出情報が事実に反する場合、④甲が(1)乃至(3)についての照会または対応要求に応じない場合、⑤その他甲がサーバサービス契約条項に違反した場合、には、甲に対するサーバサービスの全部または一部の利用を制限することができ、それに起因して生じる一切について責任を負わない。

2. 乙が前項に基づいてサーバサービスの利用制限を実施した場合であっても、利用料金は減額されない。

第81条(契約期間及び解約)

サーバサービスの契約期間は、利用開始日から2年を経過した月の末日までとし、甲が契約終了月の前月10日までに書面により契約を終了する旨の意思表示を行わない限り、契約は更に2年間自動的に更新され、以後も同様とする。

第82条(最低利用期間及び中途解約)

最低利用期間は、別途定めない限り、利用開始日から2年間が経過する日の属する月の末日までとする。

2. 甲は、契約期間内(更新後も含む)に解約をすることはできないものとする。なお、契約期間内に乙がサーバサービス利用契約を解除・解約した場合、24ヶ月から料金支払済の月数を控除した数に月額料金(消費税相当額を含む)を乗じて算出される金額を、違約金として乙に支払わなくてはならない。なお、サーバサービス契約成立後であれば、利用開始前の解除・解約であっても同様とする。

第83条(解除・解約)

乙は、甲がサーバサービス契約又は契約の各条項に違反した場合、サーバサービス契約を継続することが不適切もしくは困難であると合理的に推認できる場合には、サーバサービス契約を解除・解約することができる。ただし、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げない。

2. 甲は、サーバサービス契約の終了(理由は問わない)後、乙から他の業者にドメインの移管を希望する場合、金50,000円(別途消費税が必要)の移管手数料を乙に支払わなくてはならない。

3. サーバサービス契約が解除・解約となった場合、甲に提供されていたサーバ領域に保存されている甲の全データが即時に削除されること及びこれにより甲に損害が生じたとしてもこが一切の責任を負わないことにつき、甲は異議を述べない。

第84条(利用者に対する損害賠償請求)

甲がその責めに帰すべき事由によりサーバサービス契約に違反し、これにより乙に損害を与えた場合、甲は、乙に対し、その全損害を賠償しなくてはならない。

2. 甲は、ID・パスワード、秘密鍵等の適切な管理を欠いたためにこに損害が生じたときは、これを賠償する責任を負う。

第85条(サービスの廃止及び免責)

乙は、業務上の都合により、1ヶ月前までに通知したうえでサーバサービスの全部又は一部を廃止することがある。ただし、乙は、サーバサービスの廃止により甲に生じた損害について、一切の責任を負わない。

2. 甲は、サーバサービスが一定の品質を備えることを保証されておらず、電気通信設備等の保守、工事、移設、障害対応など乙の業務の遂行に必要がある場合、相当の期間にわたりサーバサービスを利用することができない事態が生じうるものであること、及びそれに起因して生じた損害を乙に請求できないことを何れも承諾する。

3. 甲は、コンピューターウイルス、セキュリティの欠陥等または第三者による不正アクセス等のため、甲に提供されているサーバその他のコンピューターシステムに保存されているデータ、プログラムその他の電磁的記録(以下、単に「データ等」という)が滅失若しくは損傷し、またはこれが改変されることのあると、及びそれに起因して生じた損害をこに請求できないことを何れも了承する。

4. 乙は、①共用サーバに蓄積又は転送されたデータ等がサーバその他の設備の故障又はその他の事由により滅失若しくは損傷し、又は外部に漏れたこと、②甲又は第三者が共用サーバに接続することができず、又は共用サーバに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと、③甲又は第三者が共用サーバに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと、のいずれかの事由により甲または第三者に損害が生じた場合において、データ等の復旧、甲または第三者に生じた損害の賠償その他一切の責任を負わない。

5. 乙は、甲に対し、サーバサービスに関し、明示もしくは黙示であるかを問わずいかなる保証も行わない。

第86条(乙の賠償責任の上限)

乙が甲に対し損害賠償責任を負う場合、その金額は、甲の被った損害額が幾らであっても、サーバサービス契約に基づく月額利用料金の6ヶ月分相当額を上限とする。

第87条(読み換え)

サーバサービス契約の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人の甲(事業として又は事業のために契約をし約款に同意した甲を除く。屋号の場合は個人とはしない)については、乙の責任の全部を否定するのではなく、その債務不履行が生じ、その不法行為がなされ、または、その瑕疵が存した期間の分の月額利用料金として甲が乙に支払った金額を限度として、乙がその損害を甲に賠償するものと読み替える。

乙の債務不履行により甲に生じた損害の賠償責任の全部を否定する旨を定める条項

乙の不法行為により甲に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項

サーバサービスは自の物が契約の趣旨に合致しないとき(甲の契約内容への同意が請負契約の性質を有する場合には、サーバサービスの目的物が契約の趣旨に適合しないとき)に、それにより甲に生じた損害を賠償する乙の責任の全部を否定する旨を定める条項。

光回線サービス関連

第88条(適用範囲)

本章は、乙が販売する光回線サービス(アクセスサービスと光電話サービスがあり、以下「本回線サービス」と総称する)の契約に適用する。

第89条(契約の成立)

甲は、乙に対し、乙所定の申込書を提出することによって本回線サービスの利用契約を申込み、乙がこれを承諾することによって契約が成立する。

2. 乙は、甲からの前項の契約申込を断ることができ、その理由を甲に開示する義務がない。

3. 乙は、電気通信事業法に定める「契約者の個別の契約内容を明らかにした書面」を、適当な方法で甲に交付する。ただし、甲が紙媒体での交付を要求したときは、それに応じなくてはならない。

第90条(本回線サービスの性質及び種別)

本回線サービスは、東日本電信電話株式会社(NTT東日本)及び西日本電信電話株式会社(NTT西日本)のIP通信伝送設備を用いたFTTHインターネットサービス及びIP電話サービスであり、甲は、本回線サービスに関連する各NTTの各種規約を遵守するものとする。

NTT東日本 https://www.ntt-east.co.jp/tariff NTT西日本 https://ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/

2. 本回線サービスの甲込種別及びその内容は、以下のとおり。

新規:アクセスサービスの回線を新設することに

転用:NTTの既存のフレッツ光から本回線サービスに移行することで、光アクセスサービスの提供事業者がNTTから乙に変更となる。

3. 光電話サービスを申込れには、アクセスサービスの契約を締結することが必要となる。

第91条(転用における注意事項及び承諾番号申込)

転用は、甲名義のフレッツ光に限り申し込むことができ、甲がNTTで光電話を利用している場合は、転用と同時に光電話もこに移行される。

2. 転用後、甲は、各NTTが運営するポイントサービスの利用はできない(転用手続完了前に清算する必要有り)。

3. 甲は、フレッツ光引込工事の分割払残金がある場合、乙に対し一括で支払う必要がある。

4. 甲は、乙に対し、NTTから転用承諾番号を取得するために必要な情報を提供しなくてはならない。また、乙から前記情報の訂正を求められたときは、これに協力しなくてはならない。

5. 甲は、前項の情報を提供しない場合または提供した情報が誤っていた場合は、本回線サービスの申込手続が完了しないこと及びこれによって生じる結果についてこが一切の責任を負わないことを確認する。

6. 甲は、転用後、必要に応じ、契約しているプロバイダとの手続を行う。

7. 転用手続においては、別途手数料の支払いが必要となる。

第92条(新規における注意事項)

本回線サービスを新規で利用するためには、甲が指定した建物または工作物の設備環境によっては、甲立会のもとでの回線の引込及び設備設置工事が必要となる。

2. 乙は、甲が指定した建物または工作物において、NTTの回線路が、原則として最短距離にあって必要設備の設置に支障がない箇所に、保安器、配線盤、回線終端装置等を設置し、これを甲の契約者回線の終端とする。

3. 甲は、乙が契約者回線及び端末設備等を設置するために必要なスペース・場所を提供しなくてはならない。

4. 甲が前3項の対象となる建物または工作物を所有していないときは、予めその所有者から工事の施工(施工内容を含む)及び端末設備等設置の承諾を得ておかなければならない。

5. 本条の工事及び手続に必要な各費用は甲の負担とし、甲は、乙から請求を受けたらすみやかに支払う。

第93条(提供されるサービスの種類・内容)

本回線サービスにおけるアクセスサービスの種類・内容の概要は、申込書(需要事項説明書等の関連書類を含む)記載のとおり。なお、各書面及び説明にある最大通信速度とは計算上の理論値から概算であり、これを保証するものではない。

2. 光電話プランの種類・内容の概要は、申込書(需要事項説明書等の関連書類を含む)記載のとおり。なお、各書面及び説明にある光電話の各プランは、アクセスサービス契約の存在を前提とする。また、光電話プランは、定額通話料方式ではなく、基本料金に加えて通話料等の支払いが必要となる。

3. 前各項のサービスに含まれる内容、含まれないオプションの内容、各料金、工事・手続費用は、申込書(関連書類を含む)記載のとおりとする。

4. 甲は、申込済のプランを変更する場合、乙に対し、変更希望日の2ヶ月前までに申し出る必要があるとともに、所定の手続手数料を支払う。

5. 各サービスの料金及び工事費用は、予告なく変更しうることがある。

第94条(回線の移転)

甲は、NTT東日本または NTT西日本のサービス提供エリアに基づき乙が指定する区域内に限り、回線の移転を請求することができる。ただし、甲は、乙に対し、移転に必要な情報及び確認書類を提出しなくてはならない。

2. 前項の移転をする場合、甲は、乙に対し、所定の手続手数料を支払う。

第95条(利用料金)

甲は、乙に対し、本回線サービスの利用料金を、毎月、金融機関の甲名義の預金口座から自動振替の方法で支払う。

2. 甲は、乙に対し、前項の預金口座振替の手続に必要な書類をすみやかに提出する。

3. 甲は、振替手続完了までの間に支払期日が到来する利用料金、通話料金等、何ら の理由で第1項の口座自動振替の方法で支払うことができない利用料金(初期費用、手続手数料、通話料金、工事料金等を含む)については、乙からの請求、指示に従い、乙から指定された預金口座宛に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

4. 1ヶ月に満たない利用期間の利用料金は、該当月の日数に合わせた日割計算とする。

第96条(サービスの停止)

乙は、甲が第1章及び本章の各条項に違反したときは、本回線サービスの提供を停止することができる。ただし、この停止によって甲に損害等が発生したとしても、乙は一切の責任を負わないものとする。

第97条(契約期間及び中途解約等)

本回線サービス契約の最低契約期間は、利用開始可能日から2年間を経過する日までとする。

2. 甲は、契約期間満了によって契約を更新せずに終了する場合は、乙に対し、契約期間満了日の2ヶ月前までに、書面で更新拒絶の通知をする必要があり、この更新拒絶の通知がなされないときは、本回線サービス契約は、契約期間を2年間として自動更新され、以降も同様とする。

3. 甲が最低契約期間内及び更新後の契約期間内に本回線サービス契約を中途解約する場合、または、本約款の条項に違反するとして乙から本回線サービス契約を解除・解約された場合、甲は乙に対し、利用料金とは別に、違約金として、利用料金の1ヶ月分に相当する金額(別途消費税相当額が必要)を違約金として支払う。

5. 乙は、甲に対し、3ヶ月以上前に書面で通知することにより、本回線サービス契約を解約することができる。なお、この解約による甲に対する損害賠償義務は発生しない。

第98条(初期解除制度)

甲は、本回線サービス契約書面の受領日もしくは本回線サービスに基づく役務提供日のいずれか遅い日を起算日として8日間が経過するまでの間は、書面でこに通知することにより、本回線サービス契約を解除することができる。ただし、初期費用、申込手数料、各工事費用及び利用日数に応じた利用料金の支払義務は免れない。

2. 甲は、本回線サービス契約もしくはプラン変更の初期解除をした場合、以前に利用していたサービス・プランに戻れない場合があることを承諾し、乙に対し異議を述べない。

3. 光電話サービスは、初期解除制度の適用対象外とする。

第99条(NTTへの再移行及び事業者の変更)

甲は、乙と同種・同内容のサービスを提供している乙以外の電気通信事業者に事業者変更をするときは、乙に対し、変更希望日の2ヶ月前までに書面で申請し、乙が発行する事業者変更承諾番号を取得しなくてはならない。ただし、乙は、甲が乙に対する債務(手数料及び違約金を含む)全額を支払うまでは、事業者変更承諾番号の発行を留保することができる。

2. 乙は、事業者変更の手続きをするにあたり、甲に関する情報を、変更先の事業者に開示することができる。

3. 甲は、乙に対し、前項の手続手数料としてこから請求された金額を支払う。ただし、甲による事業者変更の申請が、本回線サービス契約の中途解約違約金の発生条件に該当する場合、甲は、乙に対し、前記手続手数料に加えて解約違約金を支払う必要がある。

4. 甲は、本回線サービス契約の転用後、再度NTTの提供する光回線サービスに移行するとき、以下の各号にについて予め承諾する。

甲がNTTとの間で、新たな契約を締結する必要があること

従前使用していた光電話の電話番号を継続して使用することができないこと

本回線サービス契約の解約違約金の発生条件に該当する場合、甲は、乙に対し、前記手続手数料に加えて解約違約金を支払う必要があること

NTTにおける甲の回線の登録名義が甲と異なる場合、事業者変更承諾番号が発行されない可能性があること、及びこれに起因して生じた損害をこに対して請求できないこと

第100条(免責)

乙は、本回線サービスに関連して工事によって建物または工作物等に損害を与えた場合、それが故意もしくは重過失によるものを除き、責任を負わない。

2. 乙は、本回線サービスの完全性、有用性を保証しない。また、本回線サービスを利用することによるいかなる営業効果または経済的効果を一切保証しない。

3. 乙は、本回線サービスの最大通信速度及び常時接続のいずれも保証しない。甲は、通信回線の利用・混雑状況や通信環境によって、本回線サービスの通信速度の低下や接続の中断が生じることを予め承諾し、通信品質、速度、接続状況について一切異議を述べない。

4. 甲は、本回線サービスに関連する工事の日程を甲乙の都合のみで決定できないことや及び甲の希望した日程で施工できない場合があることを予め承諾し、これにより甲に何らかの負担が生じたとしても、乙に対し一切請求しない。

5. 甲は、本回線サービスの利用おいて、電話番号変更の可能性があることを予め承諾し、これにより何らかの負担が生じたとしても、乙に対し一切請求しない。

第101条(賠償額の上限)

本回線サービス契約に関連し、乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、賠償の対象は、甲が直接かつ現実に被った通常の損害に限るものとし、間接損害、逸失利益または特別事情により生じた損害は、損害賠償の対象とならない。

2. 乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合の賠償額は、乙の故意または重過失による場合を除き、甲が乙に対し本回線サービス契約に基づき支払う月額費用の2ヶ月分を上限とする。

以上